

# 若者雇用促進法に基づく新たな制度が始まりました！

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）は、青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に行うことを目的に、平成 27 年 10 月 1 日から順次施行されています。

## 1 ハローワークにおける求人不受理（平成 28 年 3 月 1 日施行）

若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会問題化している背景から、新卒時のトラブルは、職業生活にわたる段階的な職業能力の形成に大きく影響を及ぼすおそれがあるため、一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所からの求人申込みをハローワークは受理しないことができるようになりました。

### 不受理となる対象

○労働基準法及び最低賃金法に関する規定

①1 年間に 2 回以上同一条項の違反について是正勧告を受けている場合

②違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合

○男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

①法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

○労働基準法及び最低賃金法に関する規定

①対象条項違反により送検され、公表された場合。

※対象となる違反条項は、○賃金、労働時間関係、○労働条件明示関係、○均等関係、○両立関係、○年少者の労働条件関係 などです。

不受理期間 A  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後 6 カ月間

不受理期間 B  
送検された日から 1 年間  
(是正後 6 カ月経過するま  
では不受理期間を延長)

## 2 企業に対して職場情報の提供を義務化（平成 28 年 3 月 1 日施行）

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みが始まりました。

### 情報提供の仕組み

○新卒者等であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

○幅広い職場情報の提供が努力義務となります。

○応募者等や、求人申込みをしたハローワーク等から求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の 3 類型それぞれについて 1 つ以上の情報提供が義務となります。

(ア) 募集・採用に関する状況	○過去 3 年間の新卒採用者数・離職者数、○過去 3 年間の新卒採用者の男女別人数、○平均勤続年数
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況	○研修の有無・内容、○自己啓発支援の有無・内容、○メンター制度の有無、○社内検定等の制度の有無・内容 等
(ウ) 企業における雇用管理に関する状況	○前年度の月平均所定外労働時間数、○有給休暇の平均取得日数、○育児休業対象者数・取得者数（男女別） 等

### 3. 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定企業）

（平成 27 年 10 月 1 日施行）

ユースエール認定優良な中小企業 ※）とは、若者の採用や育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業 ※）生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信などを支援することで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングの向上を図る制度です。（※常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）

#### 認定を受けることのメリット

- ハローワーク等にPRをすることで若者からの応募増が期待できます。また、三重労働局のホームページや厚生労働省が運営するポータルサイト等にも企業情報を掲載しますので、企業の魅力を広くアピールすることができます。
- 労働局やハローワーク主催の就職面接会などについて積極的にご案内しますので、若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
- 認定企業は、進歩に基づく認定マークを、商品、広告などに付けること；若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールすることができます。
- 若者の採用・育成を支援する次の関係助成金が加算されます。  
 キャリアアップ助成金 ・ キャリア形成促進助成金 ・ トライアル雇用奨励金  
 内既卒者等採用定着奨励金



#### ユースエール認定企業になるためには

- 認定企業となるには、三重労働局へ申請が必要です。認定基準を満たしていることを確認した後、認定通知書を交付します。
- 若者対象の正社員求職申込み、新卒者の離職率、正社員の残業時間、有給休暇取得率、育児休業の取得率などの認定基準があります。
- 詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
<http://www.mhl.go.jp/e/16-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000106878.pdf>

**平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用活動開始時期は 6 月 1 日になります！**

大学、短期大学と高等専門学校で平成 28 年度卒業・修了予定者から、就職・採用活動のスケジュールが変更されます。

大学等 業予定者の就職・採用活動に関する開始時期の変更	
広報活動（※1）	卒業・修了年度に入る直前の <b>3月1日以降</b> （昨年度から変更なし）
採用選考活動（※2）	卒業・修了年度の <b>6月1日以降</b> （昨年度は 8 月 1 日）

※1 広報活動：採用希望の企業に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とはならない活動。  
 ※2 採用選考活動：採用希望の企業に対して行う活動。採用のために学生の参加が必須となる活動。

お問い合わせ 三重労働局 地方訓練受講者支援室 TEL059-261-2941